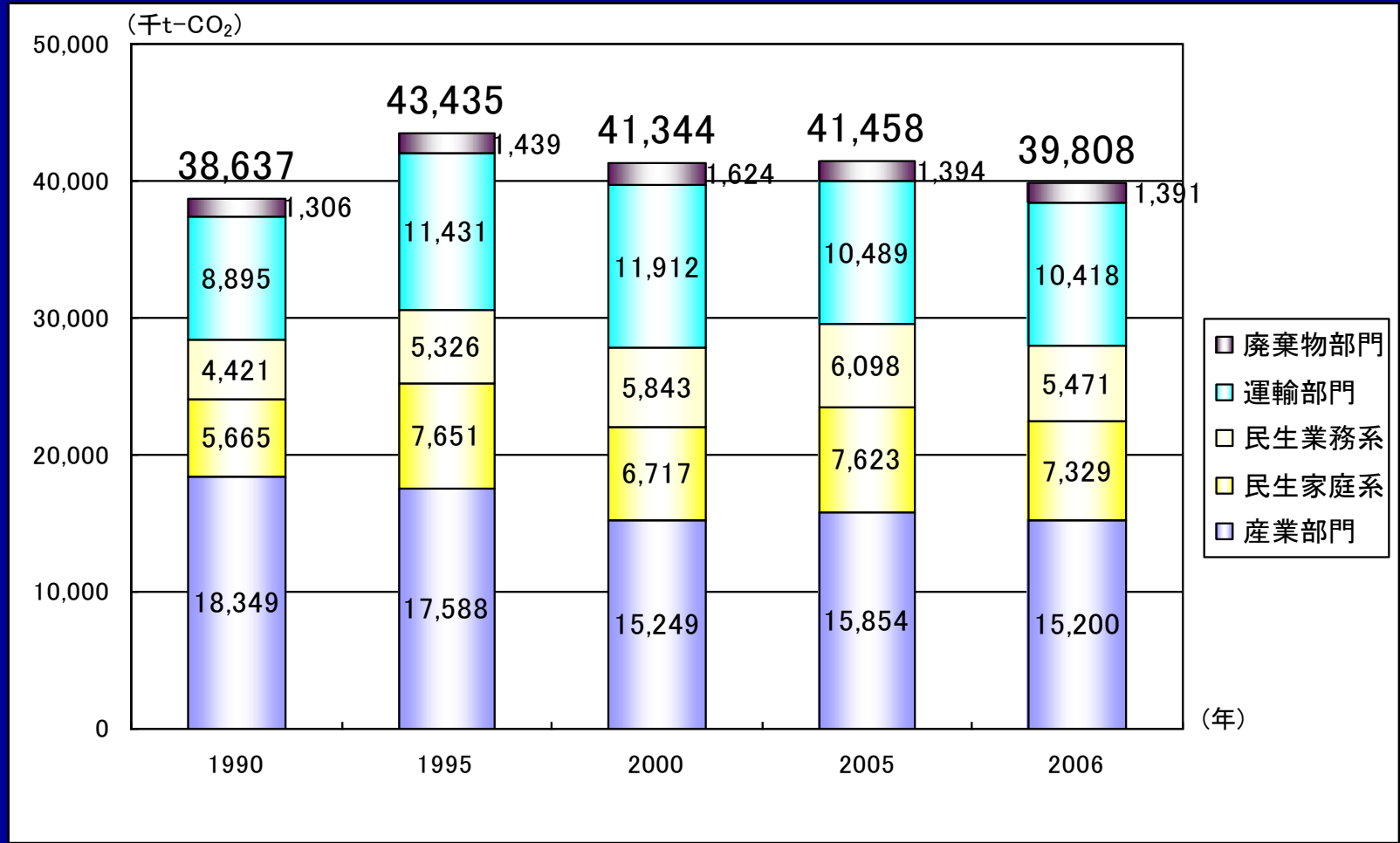


低燃費車導入義務制度 説明会

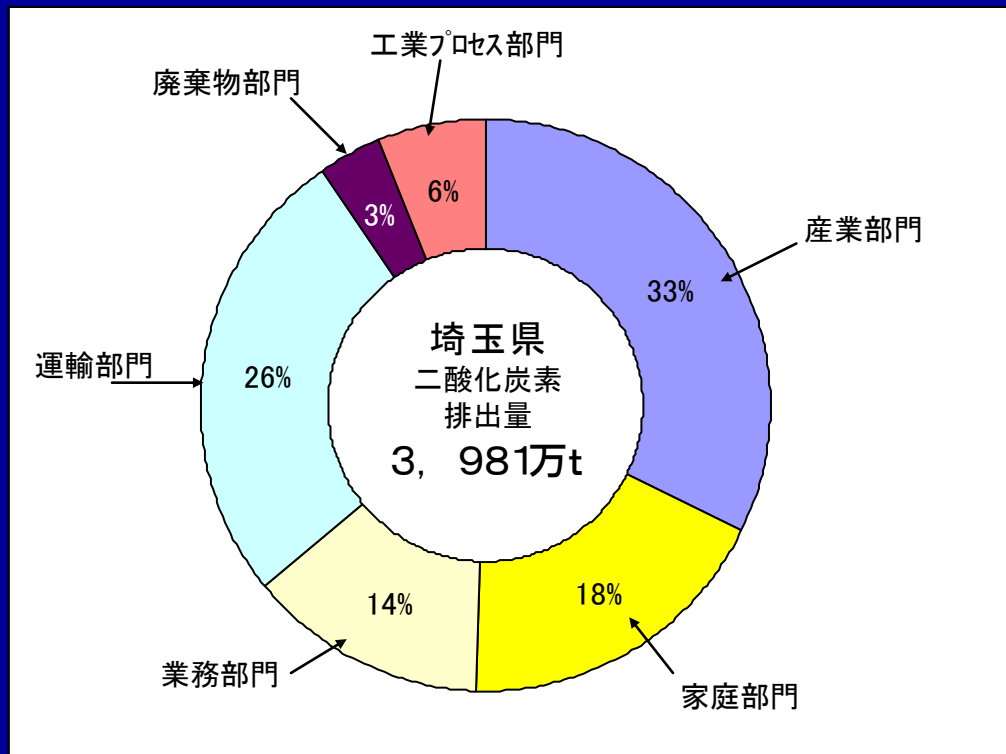
平成22年4月
埼玉県環境部
大気環境課

部門別二酸化炭素排出量の推移



産業部門 1,278万トン(31.0%)	運輸部門 1,042万トン(25.3%)
民生(家庭)部門 733万トン(17.8%)	民生(業務)部門 547万トン(13.3%)
工業プロセス部門※ 243万トン(5.9%)	廃棄物部門 139万トン(3.4%)

埼玉県の二酸化炭素排出の特徴



部門	1990年比増減
産業	-12%
家庭	29%
業務	24%
運輸	17%
廃棄物	6.5%
工業プロセス	-36%

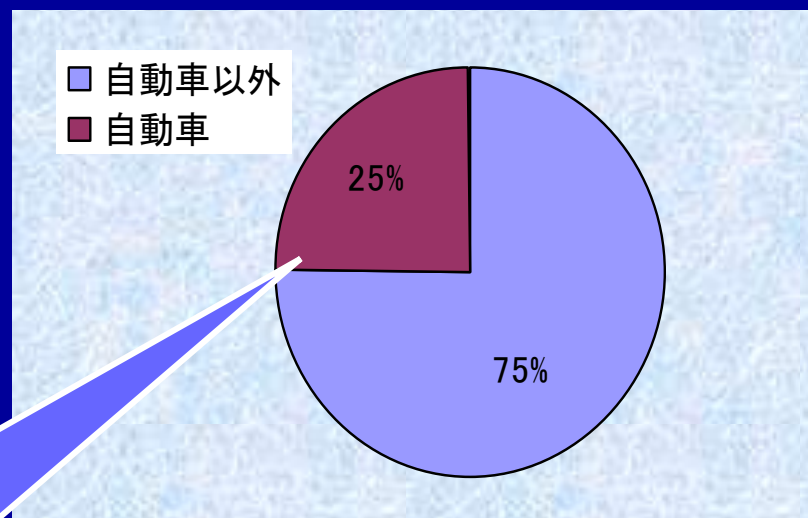
- 大規模火力発電所（エネルギー転換部門）が無く、他県からの電力供給が主
- 産業、家庭、業務、運輸、工業プロセスの各分野から排出
- 家庭部門、業務、運輸部門の排出が増加し、産業部門からの排出が減少

埼玉県の二酸化炭素排出の特徴

・ 埼玉県における自動車からの二酸化炭素排出状況

埼玉県のCO2排出量(2006年)
: 39,808千トン

自動車からのCO2排出量
: 10,418千トン
→全体の約25%を占める!
(90年比約17%の増加)



このうち、
約6割が事業系車両
約4割が家庭系車両

それぞれについて
対策が求められる

新たな計画の策定



ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050 (平成21年2月策定)

計画期間

2009年度～2020年度(12年間)

※ 2014年度に見直し

計画の位置づけ

- ・地球温暖化対策推進法に基づく「実行計画」
- ・環境基本計画の「分野別中期基本計画」

埼玉県における温室効果ガスの削減目標

～中期目標の設定～

基準年 : 2005年

目標年 : 2020年

対象 : 温室効果ガス

県全体で

目標 : ~~25%削減~~

21%削減

※平成27年3月中間見直し

埼玉県における温室効果ガスの削減目標

自動車地球温暖化対策全般の目標

「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」による

2020年までに2005年比で運輸部門からの
CO2排出量を~~29%~~削減する
24%※

1,049万t(2005年) → ~~749万t~~(2020年)
794万t※

※平成27年3月中間見直し

埼玉県における温室効果ガスの削減目標

自動車地球温暖化対策全般の目標

- ・ 現状では、個々の事業者ごとに、この数値(▲29%)を元にキャップをかけるものではない。
(自主目標設定型のCO2排出量管理制度)
- ・ 個々の努力の積み上げで、この目標を達成できるように前進していきたい。

埼玉県における低炭素社会の実現を目指す！

埼玉県地球温暖化対策推進条例

地域総ぐるみで対策を推進するため、地球温暖化対策に関する新たな条例を制定。

(平成21年3月31日 埼玉県条例第9号)

条例のポイント

○事業活動

地球温暖化対策計画の提出(対象事業者の拡大) など

○建築物の新築等

新築、増改築時の建築物環境配慮計画の提出 など

○自動車交通

自動車地球温暖化対策計画や自動車地球温暖化対策実施方針の提出 など

○環境物品等の購入

特定電器機器販売者による省エネ性能の説明と表示の実施 など

条例における自動車温暖化対策

H22～

自動車を直接使用する事業者

30台以上の自動車を
使用する事業者

自動車地球温暖化対策計画作成

エコドライブ推進者の選任

さらに

200台以上の自動車を
使用する事業者

低燃費車の導入

自動車地球温暖化対策計画書等の提出

※後ほど説明します。

条例における自動車温暖化対策

自動車を間接的に使用する事業者

H21～

大規模荷主

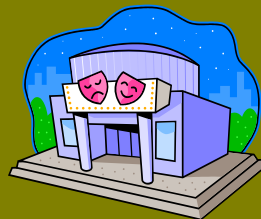
・従業員数300人以上の事業所で次の業種の事業者

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、倉庫業、卸売業、小売業



大規模集客施設

・劇場、飲食店、店舗などに供する建築物でその用途面積が1万㎡以上の施設の所有者又は運営者



マイカー通勤者が多い事業者

・従業員数300人以上でマイカー通勤者が50%以上の事業所を設置する事業者



自動車地球温暖化対策実施方針の提出

条例における自動車温暖化対策

【その他】

H21～

自動車使用者の責務

- ① エコドライブの実施
- ② 公共交通機関や自転車の利用
- ③ 自動車の使用抑制
- ④ 温室効果ガスの排出が少ない自動車の選択

自動車販売店

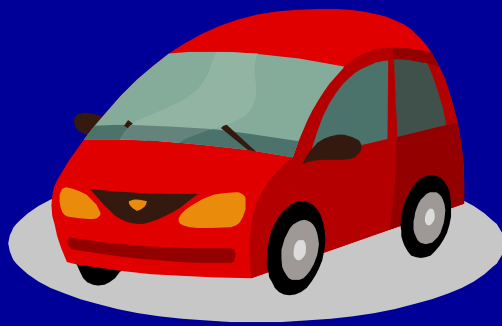
- ・ 新車販売時のCO₂排出量やエコドライブの説明

条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

【対象事業者】

県内に使用の本拠の位置を有する自動車を
30台以上使用する事業者

4月1日現在



条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

「自動車」・・・普通自動車及び小型自動車(二輪を除く)
〈道路運送車両法第3条〉

自動車
登録規則

乗用自動車(3、5、7ナンバー)
貨物自動車(1、4、6ナンバー)
乗合自動車(2ナンバー)
特種用途自動車(8ナンバー)

※被牽引車も対象自動車に含まれます。

※軽自動車、二輪車、特殊自動車(0、9ナンバー)は対象外です。

条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

平成20年6月15日

埼玉運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
大宮 100 あ ○○○○	平成 15年6月20日	平成 15年 6月	普通			
車名						
車台番号						
型式		原動機の型式		総		
KK-○○○○○○						
所有者の氏名又は名称	(株)東京自動車					
所有者の住所	東京都千代田区丸の内○-1-1					
使用者の氏名又は名称	(株)埼玉物産					
使用者の住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1					
使用の本拠の位置	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1					
有効期間の満了する日	平成21年6月19日					
備考	[大宮], 継続検査 使用車種規制(NOx・PM)適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM 対策地域内です。					

自動車を所有していなくても、リースなどで実際に「使用」しているものについては、台数に含まれます。

チェック①

チェック②

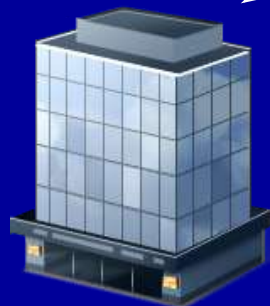
「使用の本拠の位置」欄が埼玉県内の位置の自動車の対象となります。

条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

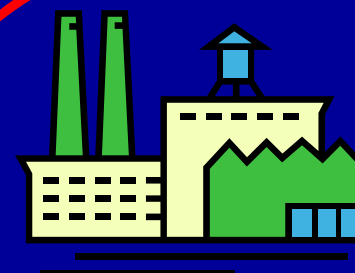
【台数の計算】



A事業所(埼玉県内)
35台



B本社(東京都内)
60台



C事業所(埼玉県内)
120台

報告書は
本社名で作成


今回、条例の対象となるのは、埼玉県内に使用の本拠の位置がある155台(=35台+120台)である。
※200台未満の事業者

条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

【対象事業者】(任意)

県内に使用の本拠を有する自動車の使用台数が
30台未満である事業者

※30台未満自動車使用の事業者の割合
→**全体の90%以上!**



できるだけ多くの30台未満の自動車使用
事業者の参加をお願いします。

条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

30台以上の自動車を使用する事業者の提出書類

【従来の提出書類】

- ・自動車使用管理計画
- ・自動車使用管理実績報告

【新たな提出書類】

- ・自動車地球温暖化対策計画
- ・自動車地球温暖化対策実施状況報告
- ・エコドライブ推進者選任届出書



条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

自動車使用管理計画との関係①

- 自動車使用管理計画との違い

自動車使用管理計画・・・NOx・PM抑制に関する計画
大気環境改善が目的

自動車地球温暖化対策計画

・・・CO2削減に関する計画
地球温暖化対策が目的

目的が異なる！

条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

自動車使用管理計画との関係②

自動車使用管理計画と同じ点

- 対象事業者（30台以上の自動車使用者）
- 従来の報告書にも、CO2排出量の記入欄がある

自動車使用管理計画との共用化を図ります！

条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

自動車使用管理計画との関係③



使用管理計画
＋
温暖化計画

自動車地球温暖化対策計画は、

- ① 自動車使用管理計画の別紙を兼用する形で作成
- ② 自動車使用管理計画の計画期間に合わせて作成

条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

30台以上の自動車を使用する事業者の計画

※2つの計画内容を盛り込んだ1通の別紙(③)を作成する。



①自動車地球温暖化対策計画の表紙



②自動車使用管理計画の表紙



③添付書類：計画の別紙
(①と②両方の内容を記入)

※低燃費車導入方策はここに記入する

※温暖化対策推進条例のみ該当の事業者は②は不要

条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

30台以上の自動車を使用する事業者の実績報告

※2つの実績内容を盛り込んだ1通の別紙(③)を作成する。



①自動車地球温暖化対策実施状況報告
の表紙



②自動車使用管理実績報告の表紙



③添付書類：実績報告の別紙
(①と②両方の内容を記入)

※低燃費車導入状況はここに記入する

※温暖化対策推進条例のみ該当の事業者は②は不要

条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

CO2排出量についても報告必須事項となりました。

■ CO2排出量の計算方法

省エネ法施行令
による

年間燃料給油量に燃料種別毎のCO2排出係数を乗じて計算

例) A事業者が年間でガソリン4,000リットルを自動車で使用

$$\rightarrow 4,000\text{L} \times 2.32\text{kg}\cdot\text{CO}_2/\text{L}$$

$$= \underline{9,280\text{kgのCO}_2\text{排出量}}$$

燃料給油量の分かる書類を保存をお願いします

条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

自動車地球温暖化対策計画等の提出①

- 事業者として代表権のある者が県内の各事業所分を取りまとめて提出します。
※報告者欄は本社所在地、法人名称、代表者の職・氏名を記入し、代表者印を押印してください。
※支社長、工場長が提出する場合は、例外的に委任状を取ることとします。(計画書等に委任状を添付)



条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

自動車地球温暖化対策計画等の提出②

- 計画、実施状況報告を提出すべき年度の7月31日までに、環境管理事務所に提出します。

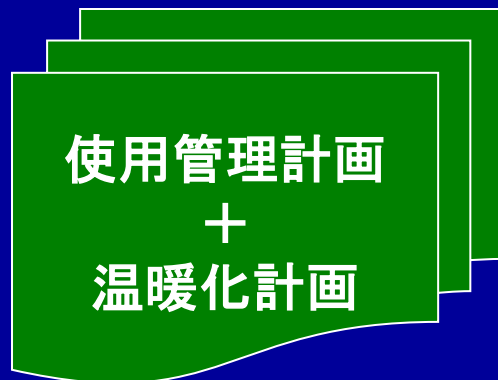
県内で中心的な役割を果たす事業所の所在地を所管する
環境管理事務所



条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

自動車地球温暖化対策計画等の提出③

- 使用管理計画（および同実施状況報告）の提出期限
:6月30日
→使用管理計画と合わせて提出するときは、
6月30日までに提出をお願いします。



条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

自動車地球温暖化対策計画等の提出④

- 提出方法

環境管理事務所に直接持参又は郵送



- 提出部数

2部(正本・副本各1部)

※お手元に保管する控え(正本の写し)に県の收受印の押印が必要な場合は、1部追加し、合計3部提出してください。(郵送の場合は返信用の封筒を同封してください)

条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

エコドライブ推進者について①

- 自動車地球温暖化対策計画書を提出する事業者は、同時にエコドライブ推進者を選任し、届出なければなりません。



条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

エコドライブ推進者について②

エコドライブ推進者の役割

・事業者内で、事業所単位のチームを作るなどして、埼玉県内でエコドライブを普及、推進していくに当たっての中心となることが望まれます。

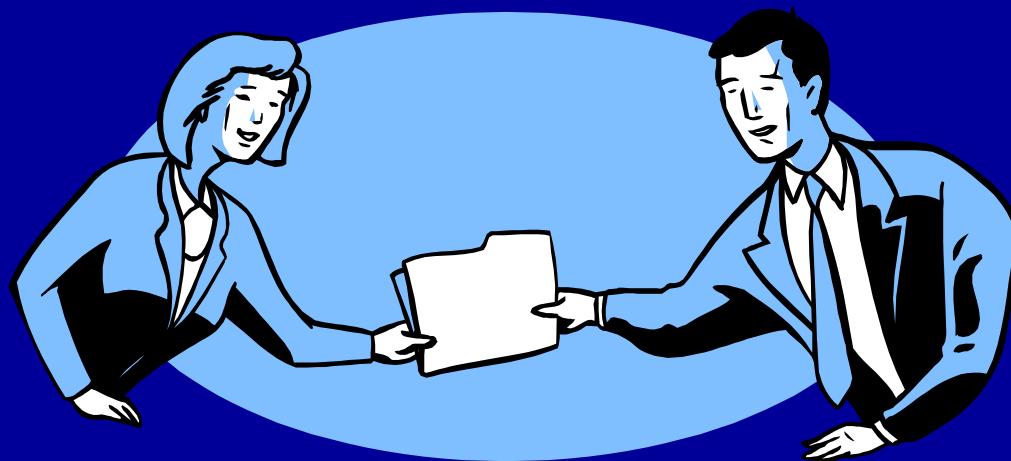
資格は不要です！



条例における自動車温暖化対策 ～自動車地球温暖化対策計画～

エコドライブ推進者について③

- 人事異動などで、エコドライブ推進者が変更になるときは、その旨届け出てください。



条例における自動車温暖化対策 ～低燃費車導入のお願い～

低燃費車導入のお願い

- 県内で自動車を200台以上使用する事業者は、低燃費車を導入する必要があります。
- 低燃費車とは、九都県市低公害車指定指針の燃費基準を満たす自動車です。
- 導入期限は平成27年3月31日です。
- 導入すべき割合は5%です。

※詳しくは後で説明します。



条例における自動車温暖化対策 ～事業展開～

(仮称)自動車エコアップ宣言制度について①

1台から
でもOK

・計画書
・エコドライブ推進者届 } 提出



事業者



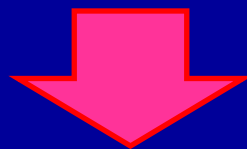
埼玉県

(仮称)自動車
エコアップ宣言証

条例における自動車温暖化対策 ～事業展開～

(仮称)自動車エコアップ宣言制度について②

- (仮称)自動車エコアップ宣言マークを交付
→ { 名刺に使用
自動車に掲示



自動車温暖化対策への取組みをPRできる
ツールとして利用

条例における自動車温暖化対策 ～計画の公表等～

自動車地球温暖化対策計画等の公表

- 自動車地球温暖化対策計画等は、提出された翌年度の4月1日から起算して5年間、

インターネット(大気環境課のホームページ)

環境管理事務所及び大気環境課の備置き

により公表することになっています。



条例における自動車温暖化対策 ～計画の公表等～

自動車地球温暖化対策計画等の状況確認

- 計画書、実施状況報告書の内容について、県職員が事業者を訪問し、確認することがあります【条例第55条】。



低燃費車の導入について

低燃費車導入義務

【対象事業者】

- 埼玉県内における自動車の使用台数が200台以上の事業者

※1 埼玉県内に事業所が複数ある場合は、その合計台数により判断します。

※2 対象車両は道路運送車両法第3条に規定する普通自動車及び小型自動車(二輪除く)です。

低燃費車の導入について

低燃費車導入義務

【低燃費車】

- 電気自動車
- 燃料電池自動車
- 平成27年度燃費基準達成車
など...



詳細は埼玉県告示第485号(平成22年3月30日)で御確認ください。

低燃費車の導入について

低燃費車導入義務

【導入すべき期限】

- 平成27年3月31日

【導入すべき割合】

- 使用する自動車の台数の5%以上

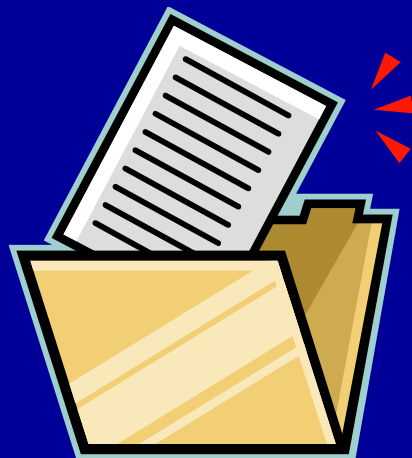
導入割合の計算方法は、

$$[\text{割合}(\%)] = \frac{[\text{低燃費車の台数}]}{[\text{使用する自動車の台数}]} \times 100$$

低燃費車の導入について

低燃費車導入方策

- 埼玉県内における自動車の使用台数が200台以上の事業者は、低燃費車導入方策を自動車地球温暖化対策計画に記載する。



低燃費車の導入について

低燃費車導入方策

- 低燃費車を導入すべき期限は、平成27年3月31日である。
そのため、自動車地球温暖化対策計画の計画期間に拘わらず、低燃費車導入方策の期間は、平成22年度から平成26年度までの期間とする。
- 平成22年度の計画提出時に、平成26年度までの低燃費車導入方策を添付する。

低燃費車の導入について

低燃費車の確認方法

【確認方法①】

- 埼玉県告示第485号(平成22年3月30日)により、車両総重量等から、該当する燃費基準を確認する。

※天然ガス自動車等、燃費基準の定めがない自動車については、上記告示の五の規定により、低燃費車に該当する。



低燃費車の導入について

低燃費車の確認方法

【確認方法②】

- 自動車に貼られた燃費基準に関するステッカーや自動車検査証の備考欄の燃費基準に関する記載により、自動車の燃費基準達成状況を確認する。

※自動車検査証の備考欄記載事項は、登録時点における燃費基準に関する規定が反映されている。そのため、最新の情報と異なる場合があるので注意！！

低燃費車の導入について

低燃費車の確認方法

【確認方法③】

- 車種毎の燃費性能については、国土交通省ホームページの、『燃費性能に関する公表』のページや『自動車燃費一覧』のページで御確認ください。



低燃費車の導入について

低燃費車の確認方法

【注意事項】

車検証の備考欄に「燃費基準達成車」、「燃費基準5%向上達成車」、「燃費基準10%向上達成車」と記載された車両であっても、実際には、燃費基準に対し25%向上達成である車両があります。

実際の燃費基準達成状況は、国土交通省ホームページの『環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税等の減免について』のページの『減免措置対象車一覧表』で確認できます。

条例における自動車温暖化対策 ～ホームページのご案内～

- 自動車地球温暖化対策に関するホームページは、下記アドレスになります。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jidousya-ontai/>

- ホームページでは、制度のご案内や様式のダウンロード等を実施しています。

条例における自動車温暖化対策 ～様式のダウンロード～

埼玉県ホームページの『環境・まちづくり』をクリック

ここを
クリック

The screenshot shows the official website of Saitama Prefecture in Microsoft Internet Explorer. The browser's address bar displays 'http://www.pretsa.sma.lg.jp/'. The website header includes the Saitama Prefecture logo and navigation links for various languages (English, Chinese, etc.) and site maps. A large banner image shows a field of yellow rapeseed flowers under a blue sky. Below the banner is a horizontal menu with several categories: '暮らし・防災' (Life and Disaster), '健康・福祉' (Health and Welfare), '環境・まちづくり' (Environment and City Planning), 'しごと・産業' (Jobs and Industry), '観光・文化・教育' (Tourism, Culture, and Education), and '県政情報・統計' (Prefectural Information and Statistics). A yellow arrow points from the text 'ここをクリック' to the '環境・まちづくり' menu item. Below the menu, there are sections for '緊急情報・災害情報' (Emergency Information and Disaster Information), '重要なお知らせ' (Important Notices), and '注目情報' (Spotlight Information). The '重要なお知らせ' section lists three items: '埼玉県の緊急経済対策', '新型インフルエンザ対策について', and 'アドレス変更によるキーワード検索不具合について(お詫び)'. The '注目情報' section features a notice about the '外国人総合相談センター埼玉' (Foreigner Comprehensive Consultation Center Saitama) opening on April 1st.

条例における自動車温暖化対策 ～様式のダウンロード～

『環境保全』の中の『温暖化対策』をクリック

ここを
クリック



The screenshot shows a Microsoft Internet Explorer browser window displaying the website '環境・まちづくり' (Environment and Community Development). The address bar shows 'http://www.pretsaishma.k.p.life/3/'. The page content includes a header with the site name, a navigation menu, and a main content area with several sections:

- 新着情報** (Latest Information): A list of recent updates with dates and titles, such as '2010年4月9日更新 環境影響評価(環境アセスメント)'.
- 事業PR** (Project PR): A section for public relations, featuring a banner for 'エコ+おとく+たのしい= みんなでマイボトル運動' (Eco+Profit+Fun = Everyone's My Bottle Campaign).
- 環境保全** (Environmental Conservation): A category menu with sub-links for '環境政策', '大気環境', '水・土壌環境', and '温暖化対策' (Climate Change Measures).
- 自然保護** (Natural Conservation): A category menu with sub-links for '緑の保全' and '動植物保護・動物愛護'.
- 廃棄物・ごみの減量** (Waste and Waste Reduction): A category menu with sub-links for '廃棄物' and 'リサイクル'.
- 河川** (Rivers): A category menu with sub-links for '河川防犯' and '水辺再生'.

A yellow arrow points from the text 'ここをクリック' to the '温暖化対策' link in the '環境保全' category.

条例における自動車温暖化対策 ～様式のダウンロード～

『制度案内』の中の『埼玉県地球温暖化対策推進条例
(自動車対策)に関するページ』をクリック

ここを
クリック



Microsoft Internet Explorer

アドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/ife/3/14/50/

イベント・募集

- [埼玉県環境建築住宅賞2009\(一般建築部門\)について\(建築安全課\)](#)
- [環境科学国際センター 展示館「リニューアルオープンしました\(環境科学国際センター\)」](#)
- [埼玉県環境建築住宅賞2009\(一般建築部門\)について\(3月31日まで建築安全課\)](#)

制度案内

- [埼玉県地球温暖化対策推進条例\(自動車対策\)に関するページ\(大気環境課\)](#)
- [環境負荷低減計画\(彩の国エコアップ宣言\)\(温暖化対策課\)](#)
- [地球温暖化対策計画について\(温暖化対策課\)](#)
- [埼玉県地球温暖化対策推進条例\(温暖化対策課\)](#)
- [「環境みらい都市」認定制度\(温暖化対策課\)](#)
- [埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく家電製品省エネ情報提供制度\(温暖化対策課\)](#)
- [埼玉県エコアップ認証制度\(温暖化対策課\)](#)
- [中小企業向け「やさしいCO2削減シート」\(温暖化対策課\)](#)

基本計画・将来ビジョン

- [埼玉県地球温暖化対策実行計画\(事務事業編\)\(温暖化対策課\)](#)
- [ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050\(埼玉県地球温暖化対策実行計画\)\(温暖化対策課\)](#)

統計情報・調査資料

- [埼玉県ヒートアイランド現象対策事業\(環境科学国際センター\)](#)
- [環境科学国際センター 展示館「リニューアルオープンしました\(環境科学国際センター\)」](#)

条例における自動車温暖化対策 ～様式のダウンロード～

『埼玉県地球温暖化対策推進条例に関する報告書様式』
をクリック

ここを
クリック

埼玉県地球温暖化対策推進条例(自動車対策)に関するページ

埼玉県地球温暖化対策推進条例(自動車対策)に関するページ

- 自動車地球温暖化対策計画のページ
 - 自動車地球温暖化対策計画とは
 - 報告書の公表(準備中)
- 自動車地球温暖化対策実施方針のページ
 - 自動車地球温暖化対策実施方針とは
 - 報告書の公表
- 報告書様式(記入用紙のダウンロードはこちらです)
 - 埼玉県地球温暖化対策推進条例に関する報告書様式**
- 自動車地球温暖化対策に関する説明会

埼玉県地球温暖化対策推進条例(自動車対策)とは

平成21年4月1日から埼玉県地球温暖化対策推進条例が施行されました。埼玉県では、自動車対策として自動車が発出する二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガス削減のため、この条例に基づき様々な対策を実施しています。

- 1 条例の概要
- 2 条例・施行規則
- 3 資料

1 条例(自動車対策)の概要

1 県内で一定台数以上の自動車を使用する事業者の地球温暖化対策(平成22年4月1日施行)

- (1) 30台以上の自動車を使用する事業者(30台未満の事業者も任意参加可)
 - (ア)「自動車地球温暖化対策計画」を作成・提出し、自動車が排出する温室効果ガスを削減します。
 - (イ)エコドライブ推進者を選任・届出し、エコドライブを普及します。
- (2) さらに200台以上の自動車を使用する事業者
 - 上記(ア)、(イ)に加え
 - (ウ)低燃費車の導入方針を作成・提出します。
 - (エ)低燃費車を導入し状況を報告します。

※ 注意事項

条例における自動車温暖化対策 ～様式のダウンロード～

必要な様式を選んでダウンロード

埼玉県地球温暖化対策推進条例に関する報告様式等

印刷用ページを表示する 掲載日:2010年4月9日更新

埼玉県地球温暖化対策推進条例とは

平成21年4月1日から埼玉県地球温暖化対策推進条例が施行されました。埼玉県では、自動車対策として自動車が排出する二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガス削減のため、この条例に基づき様々な対策を実施しています。詳細は「埼玉県地球温暖化対策推進条例とは」のページを御覧ください。

自動車地球温暖化対策計画作成(変更)報告書 **New!**

※平成22年度は、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく報告書の表紙は、様式第8号を御使用ください。(様式第10号は不要です。)

提出書類はこちらを御確認ください。→[提出書類一覧](#) [PDFファイル/187KB]

名称	様式等	記入例
計画作成(変更)報告書【20事業所まで入力できます】	EXCEL 1.8MB	準備中
計画作成(変更)報告書【40事業所まで入力できます】	EXCEL 1.9MB	準備中
計画作成(変更)報告書【30台未満 任意提出用】	EXCEL 771KB	準備中
計画作成(変更)報告書【様式第8号のみ】	EXCEL 52KB	準備中

名称	様式等	記入例
実施状況報告書【20事業所まで入力できます】	EXCEL 1.8MB	準備中
実施状況報告書【40事業所まで入力できます】	EXCEL 1.9MB	準備中
実施状況報告書【30台未満 任意提出用】	EXCEL 778KB	準備中

名称	様式等	記入例
エコドライブ推進者選任(解任)届出書	WORD 30KB	準備中

計画はこちら

実施状況報告はこちら

エコドライブ推進者はこちら

条例における自動車温暖化対策 ～平成22年度の提出書類～

平成22年度の提出書類は、以下の2つの場合で異なります。

1. 平成22年度に自動車使用管理計画を提出する事業者
2. 現在提出している自動車使用管理計画の計画期間が継続中であるため、平成23年度以降に自動車使用管理計画を提出予定の事業者

条例における自動車温暖化対策 ～平成22年度の提出書類～

1. 平成22年度に管理計画を提出する事業者

【計画関係】



自動車地球温暖化対策計画の表紙



自動車使用管理計画の表紙



添付書類：計画の別紙

【エコドライブ推進者関係】



エコドライブ推進者選任届出書

条例における自動車温暖化対策 ～平成22年度の提出書類～

2. 平成23年度以降に管理計画を提出予定の事業者

【計画関係】



自動車地球温暖化対策計画の表紙



自動車使用管理実績報告の表紙



添付書類：実績報告の別紙

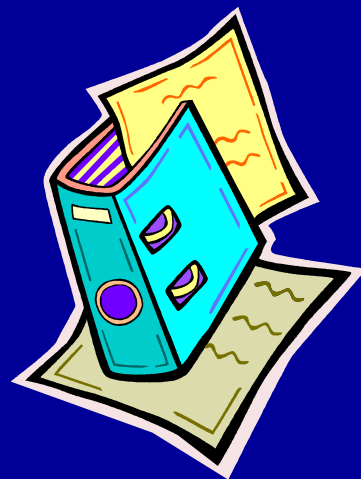
【エコドライブ推進者関係】



エコドライブ推進者選任届出書

条例における自動車温暖化対策 ～平成22年度の提出書類～

提出書類については、提出区分確認用フローチャートで提出区分を確認の上、平成22年度、23年度における提出書類一覧で確認してください。



自動車地球温暖化対策計画に関する問い合わせ

- 自動車地球温暖化対策計画に関する御質問等は、埼玉県環境部大気環境課又は各環境管理事務所にお問い合わせください。

大気環境課

電話番号: 048-830-3065

FAX番号: 048-830-4772

E-mail: a3050-04@pref.saitama.lg.jp